

## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳情7第35号	受理年月日	令和7年10月30日
件 名	交通安全施設設置について国の法律遵守を要望する陳情		

### 【陳情の趣旨】

当家は去年5月に港区から目黒区に引っ越してきたところ、家の前の6メートル道路（すずめのお宿公園南側区道）の公園側歩道の白線上にラバーポールが立っていて道路が狭くなっていて危険なため取ってもらえないかと目黒区に相談しました。

危険な理由は次の通りです。

- ・ラバーポールがあつて歩きづらいため、ほとんどの歩行者が車道を歩いている。
- ・ラバーポールを避けるため、車が左に寄つて走行する。今家が建つてあるところは以前は社宅の塀だったので、それでも危険はなかつたと思われるが社宅が取り壊され、家が4軒建つて車の出入りや人の出入りが頻繁で、お子様のいる家もあるので道路が狭くなっているのは危ない。
- ・車の出し入れが非常に困難である。
- ・ラバーポールがあるため、碑文谷八幡宮方面からの歩行者や特にランニングをしている人が右側通行をせす左側通行をするため入り口から出た住民とぶつかり危険である。

目黒区に「状況が変わつたためラバーポールを撤去してもらえないか。」と相談したところ、数日後に返答が来て「それはもともと警察と相談して駐車違反防止のため立てたものである。今回碑文谷警察にあらためて確認したところ警察がダメだといつたので取れない。」と言われました。

ところが今年になって、別件で警察とやり取りした過程で警察から「ラバーポールについては警察は一切関係ない、警察がラバーポールについて、取れとか取るなということはない。」と言われました。

つまり、目黒区からの警察がダメだといつてはいるので取れないと言つてはいたのは事実と異なることとなります。

更に、以上のやり取りをしていた間、偶然見かけた豊橋市建設部道路維持課の「交通安全施設の設置要望に関する手引き」という資料でこのラバーポールの立て方が法令違反であることに気付き、国土交通省と東京都に問い合わせました。

国土交通省道路局企画課、東京都都市整備局から回答を頂き、道路構造令という法律で建築限界という規定があり、このラバーポールは本来、白線から0.25メートル歩道の中に立てなければならないため法令違反であると説明を受けました。

区道であれ、県道であれ、公道の場合一切例外なく、この法律を守らなければならないということでした。

10年前に立てたのであれば、その時点で法令違反であり、違反の状態が10年続いているということでした。

確認後、改めて目黒区に法令違反であるので取って欲しいと言ったところ、法令違反であることについては渋々認めたものの取ってもらえません。

目黒区のホームページの区への提言にも2度メールしています。

区長が目を通したということですが、本当でしょうか。

「法令違反ある。」と指摘があったものを区長が全く対応しないというのは信じられません。

兵庫県のような「国の法律は無視して、兵庫は兵庫の考え方でやります。」ということをやられるのは一般国民は大変困ります。

道路構造令という法律の目的は、道路の安全を確保することだと思われます。

今の状態は道路狭さくのため危険で、ここで交通事故があった場合、このような法令違反の物を建てている目黒区の責任が問われることにもなりかねません。

国の法律を遵守した区政を行い、国民としての権利を守って下さい。

#### 【陳情事項】

- 1 当家の前の6メートル道路（すずめのお宿公園南側区道）の公園側歩道の白線上に立っているラバーポールの立て方は国土交通省管轄の道路構造令の建築限界に違反するため、速やかに撤去してください。
- 2 該当のラバーポールは何時、誰の要望で、どのような判断で立ち、費用がいくら係ったか調査して教えてください。
- 3 今後については、区民の安全と国民としての権利が損なわれることがないよう、他の市区町村で設けている交通安全施設の設置に関する運営基準を作成の上、区政を実施してください。